

一九世紀樺太をめぐる「国境」の発見

——久春内幕吏捕囚事件と小出秀実の検討から——

檜皮瑞樹

はじめに

一八世紀末以降、北蝦夷地（樺太）を含む蝦夷地は、江戸幕府と帝政ロシア政府とのあいだでの国境問題の焦点であった。その対応策として幕府は二回にわたって蝦夷地を直轄統治し、蝦夷地の和内地化を目指した諸政策が進められていった。二度目の直轄統治＝幕領化は、プチャーチンの来航と日露和親条約締結の結果として安政二年（一八五四）に決定され、翌安政三年（一八五五）に松前藩からの引き渡しが行われた。

一方で、ロシアとの国境問題は、和親条約によって千島列島に関しては択捉島とウルップ島との間に国境線が画定したものの、北蝦夷地に関しては国境が未確定な状態が維持されることとなった。

そのため、一八五〇年代半ばから一八七〇年代の千島樺太交換条約締結までの期間は、北蝦夷地をめぐる幕府とロシアとの緊張関係が継続したことが、従来の研究においても指摘されている。

一九世紀樺太をめぐる「国境」の発見

しかし、その一方で北蝦夷地において幕府とロシアの勢力が軍事的に衝突するような事態がほとんど発生していないという点は見逃されがちである。幕府とロシアの緊張関係とは、潜在的には常に存在していたものの、それが実際の事件として顕在化することは稀であったといつてよい。本論で取り上げる久春内幕吏捕囚事件は、このような緊張感が顕在化した数少ない事例の一つである。

この久春内幕吏捕囚事件を扱った研究は多くない。秋月俊幸⁽¹⁾は、一九世紀の北蝦夷地における日露関係を扱った研究のなかで、幕吏捕囚事件を紹介している。秋月は、事件のおおまかな概要に触れた上で、「この事件が現地の日本当局に与えた影響は深刻なものであった。」⁽²⁾として、その後のロシアでの国境交渉との関係も示唆している。しかし、事件とその後⁽³⁾の交渉過程については詳細に取り上げられていないわけではなく、事件が幕府の現地役人に与えた影響についても「カラフト島仮規則」との関係についての簡単な紹介にとどまっている。

また、一九世紀半ばの東アジアにおけるイギリスの極東政策を扱っ

た鶴飼政志は、慶応期におけるカラフト情勢の変化、特に幕吏捕囚事件の発生によって、イギリスの諜報活動の活発化したことを指摘している。また、イギリスの極東政策という観点から、従来幕末外交史研究が諸外国（ロシアも含めて）の領土的脅威を過剰に評価した点を批判する。

本論では、久春内幕吏捕囚事件を以下の二つの点に留意しながらその全体像を明らかにすることを目的とする。第一には、北蝦夷地をめぐる一八六〇年代の幕府とロシアの拮抗状況を踏まえ、たうえで、事件をめぐる交渉過程を検討するという視点である。なぜなら、従来の研究ではロシアの圧倒的な軍事的優位と幕府（奉行所）の劣位という両者の関係性を所与の前提としている。しかし、一八五〇年代から六〇年代にかけての両者の関係は一定していたわけではなく、その段階性に留意して検討しなければならないからである。さらに、幕吏捕囚事件によって、両者の関係がどのように変化したのかという点についても検討を行う。

第二には、当該事件が奉行所官吏や幕府の蝦夷地政策に与えた影響についてである。従来研究においても、箱館奉行小出秀実のロシア派遣や国境交渉に与えた影響が指摘されてはいる。しかし、事件の影響を直接に、そしてもっとも衝撃的に受容したのは箱館奉行所の北蝦夷地詰現地官吏であり、小出秀実の行動も彼ら現地官吏の意向との関係から論じられなければならない。さらには、事件が現地官吏に与えた影響に関しては、幕府の蝦夷地政策への影響という

観点にとどまらず、現地官吏の国境観や蝦夷地認識（アイヌ観）にまで踏み込んだ検討がなされなければならない。

本論では、以上のような研究所状況の問題点を克服するために、久春内幕吏捕囚事件前後の北蝦夷地の政治状況を整理したうえで、幕吏捕囚事件が現地官吏の意識にもたらした影響や、そのことが幕府の蝦夷地政策にどのような影響を与えたのかという点について検討を行っていく。

一 事件の導火線

一八五〇年代前半の嘉永期から安政期にかけて活発化した北蝦夷地における帝政ロシアの活動は、一八五〇年代後半にはクリミア戦争の影響などによって一時的に停滞することとなった。

しかし、一八六〇年代に入るとロシアの活動は再び活発化し、幕府の蝦夷地統治機構である箱館奉行支配官吏との「軋轢」も発生することとなった。この「軋轢」は直接的には北蝦夷地の先住民族であるアイヌの使役をめぐる問題として顕在化した。このような「軋轢」を象徴する事件がトコンベ出奔事件¹⁾であった。ここでは、事件の概要を紹介したうえで、事件が箱館奉行所官吏に与えた影響を、特に彼らのアイヌ支配への動揺や、「雑居」をめぐる認識の変化について検討する。

事件は、文久元年（一八六一）に北蝦夷地のウシヨロ場所²⁾で漁業

に従事していたアイヌのトコンベが、番人の暴力に耐えかねてシリトツタンナイのロシア陣営に逃げ込んだことが発端であった。北蝦夷地詰の箱館奉行所官吏はロシア側の責任者であったジャチコーフにトコンベの引き渡しを要求したが、ジャチコーフはアイヌ使役の自由を主張して奉行所官吏の要求を拒否した。その後、トコンベは翌文久二年（一八六二）正月、ウシヨロに立ち戻ったところを奉行所役人に捕縛され久春内に移送された。しかし、同年三月にはジャチコーフが久春内に来航し、トコンベの引渡しを要求した。最終的にジャチコーフは暴力を伴いトコンベを「奪還」した。さらに、ウシヨロに在住したトコンベの家族やその周囲のアイヌ一七人を連れ去るといふ事件に発展した。

事件の直接の原因は、アイヌの直接の使役者である番人の暴力と南下するロシア側の労働力確保であったが、交渉ではアイヌの帰属をめぐる議論が行われた。それは、奉行所官吏がロシアのアイヌ使役を拒否したからであり、その背景には幕府の蝦夷地領有正當化の論理が存在した。幕府の蝦夷地領有の根拠は、自らのアイヌ統治⁶の撫育であり、ロシアによるアイヌ使役⁷の支配は幕府の蝦夷地領有の論理を根底から否定するものであった。そのため、奉行所官吏はロシアのアイヌ使役を執拗に拒否したのであったが、この問題は幕府とロシアの両勢力が接触する「場」においては必然的に生じる事態であった。

事件が奉行所官吏に与えた影響も甚大であった。事件によって生

じたアイヌ支配の動揺への処置として、北蝦夷地に居住するアイヌの本蝦夷地（現在の北海道）への「強制」移住という意見も出された。この「強制」移住策の内容は、「然る上は已後彼に侵潤を傾、或は出奔等致し候意相見へ候上は、直にソウヤえ渡海御手場所石狩え差遣、⁷」とあるように、奉行所に服従しないアイヌや、当該事件のトコンベのようにロシアの支配を望むようなアイヌへの処置として考えられていた。実際には、この「強制」移住は実現されなかったものの、このような政策が構想されたことが、奉行所官吏の危機感の大きさを象徴しているといつてよいであろう。

また、他の報告書中には、「且又魯夷雑居之地此上多人數被召連候而は連年厚御撫育之証も無之、場所衰弊にも相成、土人氣配に拘り可申と存候⁸」とあるように、ロシアの南下と「雑居」状態の継続が、幕府の蝦夷地支配を論理的に揺るがすだけでなく、北蝦夷地の疲弊やアイヌ支配そのものを生じさせるなど、「雑居」が抱える問題を奉行所官吏が認識していたことが確認される。

次に、幕吏捕囚事件が発生する直前の状況として、一八六〇年代半ばの北蝦夷地における幕府とロシアの関係を、「畑作地」の借用を事例として検討する。

北蝦夷地の久春内では、元治元年（一八六四）にロシア側より畑作地としての土地利用の申し入れがあり、箱館奉行所詰合役人はこれを認め畑作地の借用がおこなわれた同年一二月には一度返却されたが、翌慶応元年（一八六五）四月にロシア側が奉行所側役人へ断

りなく畑作を再開したため、同年四月二八日に久春内詰定役出役齊藤弥八郎はロシア側隊長メンチュクに面会し抗議を行なった。この抗議に対してメンチュクは、ロシア側が食糧に難渋していること、自分が次の者と交代した時には必ず返却すると釈明した。しかし、齊藤弥八郎は一度返地するという約定に対して違約した点や、奉行所側役人への何の断りもなかった点を挙げて抗議する。これに対してメンチュクは、「乍併断も無之手を入候儀は、実以託入申候、以後畑地江はマトロス成共決而手を為入間敷候」と、奉行所役人に無断で畑作を開始した点については謝罪し、土地の借用を繰り返し求めたため、齊藤はこれを容認した。

しかし、同年七月四日にセウエチエを中心とするロシア人が渡来したことで情勢が一変した。この渡来によって、ロシア側は男女を含めての人員が、それまでの五〇人程度から一五〇人程へと約三倍近くに増加した。彼らは、大砲を持ち込み、台場の建設計画を仄めかすなど、本格的な進出を印象付ける行動を行った。さらに、上陸後は棒杭を建てるなどの行為に及んだため、久春内詰定役出役齊藤弥八郎、岡田丈之助がセウエチエに面会してその意図を確かめるとともに、一連の行動について抗議を行った。齊藤はロシア側の行動の意図や、一連の行動が無断で行なわれている点について抗議を行った。これに対して、セウエチエは「当島之地図絵図面写取差遣候様被申付候ニ付、絵図取調之為棒杭取建候儀ニ付、右絵図出来候ハ、早々取払候間、^⑪と、自らがカラフト島の地図作製を目的に派

遣されたこと、棒杭を建てたのはその調査の為であり地図が完成すれば直ぐに取り払う予定であると回答した。齊藤は地図調査の件を了承し、今後無断で調査を行なわないよう申し入れるにとどまった。

この慶応元年七月の変化は、現地役人に大きな危機感をもたらした。現地役人から箱館奉行への上申書中には、「全島土人とも人別等悉皆調候趣、実以不容易御場合と相成、御油断難相成、急速永久之御所置有之候様仕度^⑫」と、ロシアの行動が容易でない性格のものであり、「永久の御処置」が急務であることを強く主張している。この「永久の御処置」は国境画定を意味していると考えて間違いないであろう。国境画定を急務であると認識したのは、現地役人からの報告を受けた箱館奉行も同様であった。箱館奉行から老中への上申書には、「所詮御国境確定不仕候以上は、齒牙論弁を以差拒而已ニ而、於事実其益無之^⑬」と、国境画定以外の対応策はその場しのぎに過ぎず無益であると論じている。この時点で、現地役人を含めた箱館奉行所内で国境確定の重要性が認識されていることが確認される。同時に、「詰り御国境御確定迄之処御国人多数罷居候へは、土人も倚頼安心仕候義ニ付、人数繰込方之義等と勘考仕候処、(中略)請負人とも江申付例年差渡候漁業稼人数之外身体強健之もの相撰式十五人為繰込私領引継候御雇足輕之振合を以御扶持方式人扶持充被下、^⑭と、国境画定までの措置としては北蝦夷地の人員増加を想定していること、より具体的には漁場の出稼人から人材を選抜し足輕として採用することを進言するなど、国境確定までの猶予策も合わ

せて論じていた。

一方で、箱館在勤の箱館奉行であった小出秀実⁽¹⁵⁾は翌慶応二年（一八六六）に箱館在勤を交替し、蝦夷地廻浦を行う予定であった。しかし、予定を変更してニコラエフスクでの国境交渉の下交渉を自らが行うことを提言した。この背景には、文久元年（一八六一）の竹内使節団の交渉によって現地北蝦夷地での双方立会いでの交渉が取り極められていたが、幕府は交渉責任者を派遣せずに交渉を延期していたという背景があった。

小出はニコラエフスクの責任者（沿海州知事カサケヴィッチ）と国境場所の下交渉を行なうことを意図していたが、この方針は小出のみでなく箱館奉行並（在府）新藤紹蔵も小出よりの報告を受けて同様の意見書を提出していることから、箱館奉行所の総意であったことが確認される。彼らは、「兼而五十度之場所を以彼方江は申入有之候とも、同所ニは睨と仕候場所も無之哉ニ相聞へ⁽¹⁶⁾」と、国境場所についても以前よりの幕府の主張であった北緯五〇度案を放棄することとを提案する。また、「極意之所は久春内と御決著有之、可相成はホロケシニ而境界相立候積ニ無之候而は分界之期は有之間敷と奉存候⁽¹⁷⁾」と、最悪の場合は久春内附近、可能であればホロケシ附近で国境を画定することなど、より具体的に国境場所について譲歩の必要性を認識していた。この背景には、「何れにも境界定候儀肝要と存候、少々引込候而も北地之内ニ而定候得は宜と申様ニいたし度此候ニ而は追々白主地名と宗谷同之間境界ニも可相成不都合と

奉存候間⁽¹⁸⁾」と、ある程度の譲歩を行ってでも早急に北蝦夷地内の国境を画定しなければ、北蝦夷地全体を失う可能性が高いとの危機感が存在していた。

この箱館奉行の上申に対して、小出がニカラスキで国境交渉の下交渉を行うことや、国境の場所に関しては、「旁以五十度之論ニ而は取纏候期も有之間敷間、紹蔵申立通地勢之便宜ニ寄りホロケシ港を以て分界相成候様談判可被致、万一右場所ニ而談判尚纏兼不得已節は久春内川筋迄ニ而取極候積可被心得候事⁽¹⁹⁾」と、箱館奉行の意見をそのまま受け入れた内容の指示がなされた。また、この時点では外国奉行も「都而箱館奉行見込之通夫々江被仰渡可然哉奉存候⁽²⁰⁾」、箱館奉行の意見を全面的に受け入れたことが確認できる。

しかし、翌慶応二年（一八六六）二月には箱館奉行並新藤が、出立時期の遅れとロシア側交渉者の不在を理由に、ニコラエフスクでの交渉延期を上申した。さらに、老中よりも「境界場所之儀クシユンナイを以談判候儀は見合、猶五十度を以下掛合之積⁽²¹⁾」と、前回の指示内容を大きく変更し、従来からの北緯五十度での交渉方針が指令された。

以上のように、文久期以降のロシアの南下再開によって北蝦夷地においては幕府とロシアとの緊張感が高まった。その象徴的な事件の一つが、アイヌの使役をめぐって生じたトコンベの出奔事件であった。しかし文久期から慶応元年の時点では、両勢力の関係はそれほど険悪な状態ではなかった。このことは、畑作地の借地や地図作成

のための調査が、ロシア側が奉行所官吏に対して許可を得た上でのものであったことから確認できる。しかし、このことは潜在的な緊張関係が存在したことを否定するものではないという点は指摘しておかなければならない。

一方で、文久期以降の情勢の変化によって、北蝦夷地現地詰官吏を中心とした箱館奉行所官吏には国境交渉が急務であるという危機意識が広がった。しかし、その危機意識は当面は雇足軽の増員などで対応しようとするなど、次節以降で扱う幕吏捕囚事件後の切迫した危機意識とは大きく異なるものであった。

また、箱館奉行小出はニコラエフスクでの国境交渉を自らが行うことを進言し、一旦は許可されるも延期となった。国境場所についても、当初は北緯四八度もしくは四九度とする小出や新藤の現地の実情を反映した意見が了承されたが、最終的には従来幕府の主張であった北緯五〇度で指示がなされるなど、蝦夷地現地官吏と幕府中枢との意識の差異が生じていることが確認される。

二 久春内幕吏捕囚事件の概要

慶応二年に発生した久春内での幕吏捕囚事件は、現地の官吏に甚大な影響をあたえ、それまでの箱館奉行所官吏の危機意識を決定的なものとした。

本節では、事件の概要と交渉過程を詳細に検討する。慶応二年二

月二三日、西富内詰調役並出役葛山悋輔が久春内に出張し、コモシラオロへ見廻りに赴いた際、同行した奉行所役人⁽²⁾がロシア兵に捕らえられ軟禁される事件が起きた。事件の詳細は、奉行所役人が語るところによれば、コモシラオロへの見回り途中でロシア側陣営の脇を通過した際、ロシア兵五〇・六〇名が突然雪車を取り囲み殴り掛かった上、ロシア側小屋へ連行され、さらに解放の交渉に赴いた官吏までもが鉄砲で威嚇し軟禁されたとする。一方、メンチュクによれば、通り掛った奉行所役人に対して尋ねたい事があった為に声を掛けたところ、奉行所役人側より抜刀し切り掛かってきたために応戦し軟禁したとされる。

事件発生の経緯ははっきりしないが、ロシア陣営の前を通りかかった奉行所官吏とロシア側との間で争いが発生し、武力衝突の結果として奉行所官吏がロシア陣営に軟禁されたことは確かである。

事件当日の二月二三日には、葛山悋輔はメンチュクへの交渉を申し入れるが、メンチュクに拒絶され、日没のためその日は引揚げた。事件の翌日二四日には、葛山悋輔がメンチュクを訪問し八人の役人達の引渡しを要求した。これに対して、メンチュクは当初八人をニコラエフスクへ送る予定であると答えるが、「人請取之書附委細御認御調印ニテ御遣し可被成候、左候ハ、御渡可申候」と、最終的には引渡しの書面を差し出すことを条件に明日にでも八人を引き渡すと回答した。

しかし、翌二五日の交渉でメンチュクは態度を一変させた。メン

チュクは葛山悞輔が事件当日に同行していた事を根拠に葛山も監禁すると主張した。さらに、八人の返還を求める葛山に対しては、「何レニコライスカ江被申遣候上ニテ取斗可申候。」(樺太州楠苗魯人暴行事件 第六文書)と、ニコラエフスクからの指示を待つと答えるのみであった。

その後、三月九日に再び交渉が行なわれたが、この交渉には葛山悞輔は病気を理由に欠席し、代わりとして久春内へ到着した北蝦夷地詰調役並古橋次郎がメンチュクと交渉を行った。古橋は双方の言い分が食い違っている為、交渉の場に八人を呼び出して吟味を行なうことを要求した。メンチュクは「吟味致スコトハメンチャカニ而は出来不申」(樺太州楠苗魯人暴行事件 第六文書)と、自らに吟味を行なう権限がないと回答した。これに対して、古橋は吟味する権限が無いのにも関わらず八人を捕え置くのは不都合であるとメンチャクの発言の矛盾を批判する。さらに、古橋は「既ニ開キタル港ニても日本人魯西亜人ニ対ス事有之候節ハ、日本役所ニ於而是ヲ所置シ、魯西亜人日本人ニ対シ同行之節は岡士是を所置シト條約ニモ在之、」(樺太州楠苗魯人暴行事件 第六文書)と、ロシアとの条約を根拠にして、日本人は奉行所側が、ロシア人はロシア側が吟味することを主張した。また、メンチュクは「雪解ニ相成候得は、当年又富内邊江地図取調ニ相越候間、取押へ被成間敷候。」(樺太州楠苗魯人暴行事件 第六文書)と、自らが富内へ地図調査に赴いた際に奉行所側が拘束しないことを確認している。

一方で、事件の発生は直ちに箱館に報告され、その後も続々と交渉の経緯と現地の緊迫した状況が伝えられた。その中では、メンチュクのニコラエフスクからの指示があるまでは八人を解放しないという強硬な態度が伝えられ、実情を正確に伝えるために現地の役人が箱館に派遣された。また、事件への対応としては、「彼国入港之船ヲ待居其場ニ談論ヲ尽シ候歟、亦ハ其船將心慮モ難計候儀ニ付、日本ニテ武威ヲ以当方被捕候者ヲ奪返シ候歟、此ニツ之策ニ出候ヨリ外他事無之候、力ヲ以奪返シ候ニハ不容易儀ニ付」(樺太州楠苗魯人暴行事件 第三文書)と、ニコラエフスクからの使節渡来を待つか、もしくは武力を以って八人を奪い返すかの二つの方法しか残されていないと、現地の官吏たちの緊迫した状況が報告された。さらには、「兎ニ角御人不足ニテ當場所サへ手廻不申惣テ不都合有之(中略)、彼等何様横行致シ候トモ制シ方不行届、空敷傍觀致シ居候様成行申候」(樺太州楠苗魯人暴行事件 第二文書)と、現在の警衛体制ではロシア側に対抗出来ないこと、その対応としては役人・警衛人数の増加などの対策が急務であることが訴えられた。

箱館への第一報は三月一日に到着し、翌三月二日に箱館奉行小出はロシア領事ビューツォフと面会し抗議を行った。また、同日交渉後のロシア領事への書簡中では、事件後のメンチュクの交渉での態度についても抗議を行い、さらに八人を速やかに解放することや、そのためにも領事からメンチュクへ書簡でその旨を伝える事を要求した。

その後、四月四日頃に、北蝦夷地から野崎達右衛門が箱館に到着し、事件に関する詳細な情報が伝えられた。翌四月五日には事件に関するロシア領事との交渉が野崎同席で行なわれ、野崎が事件の顛末を説明した。これに対してビューツォフは、奉行所側の言い分だけでは不十分であり、メンチュクよりの情報を得てからでないとして事件についての議論を行うことは出来ないと回答した。これに対して小出は、「捕押置候役人其外を差戻シ候見据無之候ハ、今一封差遣是非役人其外を差戻シ候様申遣度」と、再度ビューツォフからメンチュクに書翰で奉行所官吏を解放する指示を与えることを要求した。一方で、小出はメンチュクが武官であることが事件発生の原因の一つであると認識し、今後は北蝦夷地の責任者には文官を派遣することも要求した。

一方、現地では四月一〇日に至ってようやく八人が解放された。解放に至る経緯については秋月氏がニコラエフスクからの指示によるものであると指摘しているが、小出の後任の箱館奉行である杉浦誠の報告書中には「三月十二日箱館奉行小出大和守魯西亜岡士え引合、久春内滞在同国人えの書翰請取差立候処、四月四日同所え相違、同十日右八人のもの請取候儀に有之候」とあるように、箱館奉行の抗議が事件解決一因であったことが想定される。

その後、小出が箱館を離任し、杉浦誠によって交渉が継続された。杉浦はメンチュクよりの陳述書を得た上で、事件に関する交渉を行なうことをビューツォフに求めていくがこれは達成されなかった。

また、「万一余論に涉り御分界談判筋に差響候様の儀出来致し候ては御不都合無此上儀に付」と、当該事件を執拗に追及することが、小出による困境交渉に影響することを懸念して、メンチュクの処分などを求める交渉は打ち切ったと報告している。

以上のように、幕吏捕囚事件そのものはメンチュクの突発的な行動であり、偶然性の高いものであった。このことは、事件の報告を受けたロシア領事が直ちに幕吏を解放する指示を与えていること、さらにはメンチュクが自身が地図調査に赴いた際に捕縛されない事を確認している事などからも明らかである。

一方、事件の発生が北蝦夷地詰役人に与えた影響は非常に大きなものであった。彼らは現在の警衛体制ではロシア側の行動を阻止できないという危機感を強く抱くようになり、その対応策として役人や警衛人数の増加などが急務であると訴えたのであった。この現地での危機感は、蝦夷地統治機構の責任者である箱館奉行の認識を変えることになるが、その点は次節で詳しく検討する。

北蝦夷地での交渉では、当初メンチュクは直ぐにでも八人を解放すると柔軟な態度をとるが、葛山悌輔が事件に居合わせていたことを根拠に、奉行所側の指示で闘争が行われたのではないかとの疑いを持ち態度を硬化させた。一方、葛山悌輔の代わりに交渉を行なった古橋次郎は、八人を捕え置くというメンチュクの行動は条約に違反しており、仮に奉行所役人に非があったとしても役人を軟禁状態に置くことは不法であると主張した。

一方、箱館においては箱館奉行とロシア領事との交渉が行われ、箱館奉行が現地のロシア人責任者であるメンチュクに奉行所官吏の解放を指示する文書を送ることを要求し、ロシア領事はメンチュクへの書翰を箱館奉行に手渡した。しかし、八人の解放は実行に移されず、さらに四月には現地からの詳細な情報もたらされた結果、箱館奉行は八人の速やかな引渡しを求めるとともに、今後同様の事件を防ぐためにもロシア側が今後は文官を北蝦夷地の責任者に任命することを要求したのであった。

三 事件の波及と国境の「発見」

北蝦夷地において現地官吏がロシア側に軟禁されるという事件は、現地官吏に強い危機感を生じさせただけでなく、蝦夷地統治機構の責任者である箱館奉行の言動にも大きく影響を与えることとなった。本節では、箱館奉行小出秀実の報告書や、事件後の彼の行動を中心に、事件が与えた影響について検討を行う。

軟禁された現地官吏の解放が伝えられる以前の慶応二年四月付の上申書には、箱館奉行所全体が抱えた危機感が強く反映している。その危機感とは、「今般北蝦夷地詰役々之内久春内滞在之魯国人と争端を相開候ニ付而は、(中略)急速御処置不被為在候而は、同所詰役々折合ハ勿論、此後彼方へ対し御掛合被為在候節不測之御困難に至り可申哉と日夜憂慮罷在候ニ付²⁵⁾」と、国境が未確定な北蝦夷地

で今回のような事件が発生したこと、「急速御処置」がなされなければ、現地官吏や箱館でのロシアとの交渉において困難を生じることが述べられている。ここでの「急速御処置」とは、事件以前との関係からも国境画定が意図されていることは想像に難くない。文久期以降の情勢の変化によって、箱館奉行を中心とした奉行所官吏の間には国境画定の必要性が強く認識されていたことは本稿で確認してきたことであるが、幕吏捕囚事件を経てこのような認識が決定的なものとなったことが読み取れる。その大きな理由は、「向後とも彼方之仕向けに寄候而は如何様之事端差起り可申哉も難計、」という一文から、現状のままではロシアの行動を阻止することができないという現地官吏の切迫した状況認識と危機感であった。

また、事件によって生じた危機感とは、アイヌ支配をめぐる危機であったことも述べられている。例えば、「且土人使役之儀可申出も難計、右ハ当方ニ而古来より撫育仕来候ものとは申なから、素より境界不定之地に生候ものニ付、是以自然差拒兼候様相成候節は、素より義理弁別も無之もの共ニ付、衣食手当等之厚薄に寄終にハ彼方に服従可致哉も難計」という文面からは、ロシア側よりのアイヌ使役の要求も拒むことが困難であること、アイヌがロシアに支配されるという強い危機感が読み取れる。このことは、アイヌ支配の最大の根拠であった「古来よりの撫育」が何の意味も持たなくなったこと、さらには幕府の蝦夷地支配の根拠であったアイヌ支配そのものが覆されるという事態をも意味した。

そして、このような危機状況を打破するためには「此上ハ一日も早く境界御取極メ之御手順に相成候外有御座間敷、」と国境の画定が急務であり、そのためにも「両人とも一ト先帰府のうへ方今北地之形勢并に御国境之儀ニ付見込之趣等、具に申上候外工風勘弁も無御座、」と、江戸へ立ち戻り北蝦夷地国境について直接上申するほかに方策はないと認識された。

箱館奉行の小出秀実は、前述のように予定していたニコラエフスクでの国境交渉が延期になり、同年四月には後任の在勤箱館奉行と交代し、蝦夷地を廻浦の予定であった。この時、小出の廻浦に同行する予定で目付織田市蔵が箱館に滞在していた。さらに、同年四月二一日には、後任の在勤箱館奉行杉浦誠が箱館に到着し、三名が今後の処置について協議を行った。その結果、「御下知は到来不仕候得共、今十四日乗船仕風順次第出帆津軽青森へ渡海一ト先帰府仕候積御座候⁽²⁶⁾」と、老中よりの指示を待たずに帰府することが決定された。

実際に、同年五月一四日には、小出秀実は江戸よりの達しを待たずに織田市蔵と共に箱館を離れた。老中よりは五月一二日に、帰府の命令が在府箱館奉行並新藤紹蔵に伝えられていたが、当然ながら小出の出立前に箱館には到着していなかった。このような小出の行動の背景には、現地北蝦夷地及び箱館奉行所の危機感が幕閣に伝わらない焦燥感や、このままでは北蝦夷地の支配そのものが困難になるという現地官吏の切迫した危機感が存在したのであった。

同年六月、帰府した小出秀実と織田市蔵の連名で北蝦夷地国境に関する上申書が提出された。この上申書の内容は従来からの幕府の蝦夷地認識を大きく変化させたものであり、幕吏捕囚事件の影響を象徴するものである。まず、北蝦夷地の幕府領有に關して、「先私共限り彼地之沿革取調候別紙之趣ニ而は、旧来御国地と唱来候確証も無之、尤魯國へ被為対候而は彼方全嶋所有とは申募候得共⁽²⁷⁾」と、ロシアの領有の根拠も存在しないと留保しながらも、幕府の旧来からの領有地であるとの証拠も存在しないと主張する。この領有に関する認識は箱館奉行所の調査の結果として得られたものであったが、従来から幕府が主張してきた「古来よりの領有」を否定した点で画期的であった。その上で、国境場所については、「当今久春内滞在之魯人之内には同所を以境界と心得候雜話も有之」として、北蝦夷地滞在のロシア人の発言からも久春内が現状での境界であると判断している。

さらに、国境交渉の可能性については、「只今之内ニ候ハ、魯國於ても嶋中ニ於て境界取極候儀承伏可仕」と、現状であれば北蝦夷地内での国境画定の可能性があるとしながらも、「又一ツには迎も彼ニ一嶋中ニ於て御国境御定相成候而も往々之御掛念も被為在候ハ、ウрупп嶋よりラン子コータン嶋迄之諸嶋と御取替相成候歟、何れに仕候而も当節御因循被為在全嶋彼之所有同様相成、」と、最悪の場合には北蝦夷地とウрупп島からオンネコタン島までの千島列島との交換、すなわち「北蝦夷地放棄」を提案したのであった。

この「北蝦夷地放棄論」の背景には、前述のように雑居という現在の状態を維持することは困難であるとの箱館奉行所官吏の認識が強く影響していることは想像に難くないであろう。その理由としては現状のままではロシア勢力とのさらなる紛争を回避できないこと、国境が未確定な状態のままでは北蝦夷地全島がロシアに支配される危険性が高いとの認識が存在した。それゆえに、国境交渉に際しては、幕府の従来からの主張である北緯五〇度を変更し、北蝦夷地内であれば北緯四八度（久春内附近）、最悪の場合は北蝦夷地の放棄という相当の犠牲を払ってでも、国境を画定する必要があるとの強い意識が存在したのであった。ここには、現在の危機的状況を打破する方法が、国境画定以外に存在しないという強い危機感が箱館奉行所官吏に共有されていたことが示されている。箱館奉行所官吏には、「国境」というものへの絶対的な信頼感が存在するのであるが、言いかえれば、北蝦夷地詰官吏を中心とした箱館奉行所官吏は、自らの利益を保障するものとして「国境」を認識したのであり、このことは「国境」が持つ意味や果たす役割についての「発見」というべきものであった。

このように、北蝦夷地の危機的状況と、その対応策としての「国境」の意味を見出した箱館奉行小出は、国境画定のためのロシアとの交渉を緊急に開始することを強く要求したのであった。

このような、箱館奉行の見解を真っ向から否定したのが外国奉行であった。小出、織田の上申書を受けての評議書では、第一に北蝦

夷地国境を北緯四八度附近とする案に対しては消極的であり、北蝦夷地を千島列島と交換するという提案には「其上有用之地を以て無用之地に換へ、且彼方ニ而は全島所有之名義公然と相成候は尤得意之儀ニ而」と、有益な北蝦夷地と無益な千島列島との交換であると評価し、全くの問題外であると否定した。

第二には、国境を画定しなければ北蝦夷地全体をロシアに奪われるといふ箱館奉行所の危機意識をも全面的に否定する。その根拠としては、「右様之儀双方申張候上は、干戈之力ニ無之而は逆も埒明き申間敷儀ニ付、都而公論ニ任せ候事世界一般之通法ニ而、均勢持衡之法と相唱へ、強大国より弱小国を侵虐不仕候も此一法ニより候位之儀ニ而、御後害可相成儀とハ心得不申候談判引分れに致し」と、領土問題などの問題は「公論」に依拠するのが世界の通法であると主張する。そして、その「公論」に従えば、強大国ニロシアが弱小国ニ幕府を領土侵略する危険性は存在せず、よって北蝦夷地の領有が侵犯される危険性も存在しないという理解であった。

さらに、「仮令兵力を以て併呑いたし候とも世界公法おいて曲事之儀ニ付、名分相立ち曲直分明ニおよひ候節は、此方ニ十分御理柄有之」と、たとえロシアが軍事的に進出したとしても、「世界公法」に則って対応すれば充分であるとする。このように理解されるからこそ、国境交渉に関しては「雑居之先約ニ従ひ候趣を以其為之条約為御取替相成居候へは、全く彼之所領たる名義無之間」と、和親条約で定められた「雑居」を維持するための取り決めを結べば充分で

あり、領土的な譲歩をしてまでの国境画定や北蝦夷地の放棄は全面的に否定されたのであった。ここでの外国奉行の認識には、世界の「公論」や「世界公法」——これを「万国公法」と言いかえても問題ないであろう——、条約の遵守に対する強い信頼感が存在している。

このように、箱館奉行と外国奉行は北蝦夷地の現状や、国境交渉に関して全く反対の認識を有していたことは明確であった。国境画定に関しては、国境の画定が急務であり、そのためにはある程度の譲歩も止むを得ないと認識した箱館奉行に対して、外国奉行は国境場所を従来からの主張の北緯五〇度にこだわり、譲歩をしてまでの国境画定は必要ないと認識した。

また、国境交渉を要請する北蝦夷地の現状認識に関しても、雑居を継続することで北蝦夷地を喪失するという強い危機感を抱いた箱館奉行に対して、外国奉行は「万国公法」を根拠に現状を維持しても北蝦夷地を失うことはないと判断した。

ここでは、両者の危機意識に大きな差異が存在したことが確認される。では、この両者の認識の差異の要因とは何であったであろう。一つには老中をはじめとした幕閣の蝦夷地政策への無関心も指摘される。慶応二年という時期は、第二次長州戦争に代表される京都を中心とした政局に政治的関心が集中しており、幕府全体に蝦夷地政策への関心の低下が存在したことは確かである。しかし、より重要なのは両者の蝦夷地への現状認識や、国境に関する捉え方の差異である。慶応期以降の状況悪化に強い危機意識を持った北蝦夷地現地

官吏、そして彼らの報告に基づいてその危機感を共有した箱館奉行に対して、外国奉行は文久期以前の蝦夷地の状況を念頭に情勢を判断しているのである。ここでは、北蝦夷地現地からの最新の情報に基づいて情勢を判断した箱館奉行と、書物や上申書を主な情報源とした外国奉行との差異が存在する。このことは、経験則的な箱館奉行所官吏と観念的な外国奉行の差異であると言いかえることも可能である。さらに、国境に関しても、自らの経験をもとに国境の意味を「発見」した箱館奉行所官吏と、「万国公法」という観念に依拠した国境認識に依存した外国奉行との差異は決定的であった。

おわりに

その後、慶応二年六月二二日には小出・織田に上坂の命が下り、二八日には江戸を出立した。これは、当時將軍・老中が大坂に滞在していたからであり、自らの国境画定に関する意見を直接上申するためであった。

同年七月二八日には小出・織田の両名にロシア派遣の内命が下され、八月四日には京都を出立、同一七日には江戸に到着し、翌一日にロシア派遣の正式な命令が下された。正式な派遣者は小出秀実と石川駿河守に変更されたが、箱館奉行所の要求通りロシアでの国境画定交渉が実現したのであった。

ロシアでの小出秀実の国境交渉に関しては、秋月俊幸が「かくて

小出使節団の露都派遣は、「藪をつついて蛇を出した」とみることもできるが、すでに述べたように、蛇は藪をつつく前から現われ始めていたのである」と評価する²⁸⁾ように、大きな成果を挙げることはできなかったばかりか、逆に状況を悪化させる結果しか残さなかった。また、その交渉手腕も「竹内使節団の場合と比べると稚拙で、外交的マナーとウィットに欠けていた」と論じられているように、稚拙や感情的という評価が一定している。しかし、箱館奉行が自ら国境交渉を幕閣に進言し、また幕閣からの指示を逸脱した行動をとったことは異例の事態であり、箱館奉行の主導によって国境交渉が実現したという事実に対しては一定の評価がなされなければならないであろう。

本論で検討したように、当該事件そのものは突発的な事件であり、事後的な要素が強いものであった。ロシア側の行動も計画的なものではなく、本国よりの指令もなかったことは明確である。一方で、北蝦夷地におけるロシアと幕府官吏との潜在的な緊張関係が存在しながらも、当該事件発生以前にはその緊張関係が顕在化することはほとんどなかった。しかし、そうであるがゆえに、些細な契機であっても軋轢が脅威として可視化される素地は常に存在したのであった。その脅威とは、幕府の蝦夷地支配の根拠であったアイヌ支配を揺るがすものであり、同時により直接的な軍事的脅威でもあった。

このような脅威は、北蝦夷地における現地官吏の危機意識を決定的なものとした。それは北蝦夷地における「雑居」状態を継続する

限りロシアとの衝突が不可避であり、「雑居」という現状を維持することが現実的に不可能であることを強く意識させるものであった。現地官吏が、このような現状を打破する唯一の方法として認識したのが国境画定であった。彼らは「国境」を自らの利益を保護するものとして認識したのであり、そのためには北蝦夷地を放棄し、千島列島と交換するという譲歩もやむをえないと判断した。それは「国境」という近代的な概念を、事件という経験を通じて彼らなりに解釈した結果であり、「国境」の発見とも呼べるものであった。このような認識は北蝦夷地現地官吏を含めた箱館奉行所全体で共有されたのであり、奉行小出秀実の行動や意識も奉行所官吏の総意として捉えなければならない。

さらに、注目するのは当該事件を含む北蝦夷地の現状や国境画定に対する、箱館奉行と外国奉行の意識の差異である。箱館奉行は、現状のままでは北蝦夷地を保有することは困難であり、国境の確定のみが現状を克服する方法であると認識した。これに対して外国奉行は、「万国公法」に依拠しながら現状のままでも北蝦夷地を保有することは可能であるとし、国境の確定を急務でないと判断した。この差異は、箱館奉行の経験則的な国境認識と、外国奉行の観念的な国境認識との差異でもあった。

以上のように、幕吏捕囚事件は蝦夷地統治の現場レベルに強烈な危機感をもたらしたのであり、その危機の克服のために結果として「国境」の有用性が「発見」されたのであった。その「発見」は統

治の揺らぎと再編という経験を通して獲得されたという点こそが重要であった。このような「発見」が明治維新以後の蝦夷地（北海道）統治や、近代概念の獲得とどのように関連するのかという点についてはさらなる分析が必要であり、今後の課題としたい。ただ、本論で検討した官吏たちの経験や「発見」が、何らかのかたちで近代以降の植民地統治へと継承される可能性は否定しない。

注

- (1) 秋月俊幸『口露関係とサハリン島』筑摩書房、一九九四年、一六九―七一頁。
- (2) 同前、一七〇頁。
- (3) 鶴飼政志「イギリスの対露情報収集活動―一八六五―六年のサハリン島視察―」（『学習院大学文学部研究年報』四九、二〇〇二年）。
- (4) 事件の詳細については、菊池勇夫「幕末日露関係のなかの権太アイヌ―『出奔士人』トコンベ一件―」（『日本歴史』四九七号、一九八九年）、及び拙稿「幕末期権太におけるアイヌ支配の揺らぎと再編―トコンベ出奔事件をめぐって―」（『史観』一五五号、二〇〇六年）を参照。
- (5) ウシヨロは、鶴城とも表記し、サハリン島の北緯四九度付近に位置する。
- (6) 久春内は、サハリン島の北緯四八度付近に位置する。前出のウシヨロとも近く、この付近が一八六〇年代における幕府・ロシア両勢力が接触する地域であった。
- (7) 「北蝦夷奥地士人共御取締向御処置之儀に付山梨佐輔外志人より差出候書面に付相伺候書付」（「北地仕出御用留（文久三亥年 ウシヨロ出役所）」（函館市立図書館所蔵）。本稿では北海道立図書館所蔵のマイクロフィルムを使用。
- (8) 「文久三年四月 山梨佐輔・藪内於克太郎・立石元二郎の上申書」（『応

接』（国立国会図書館所蔵「蝦夷地御用留」一・二の第四冊）第一九文書。

- (9) 彼については、史料にはメンチャカと記載されているが、秋月氏の指摘に従い本稿ではメンチュクと表記する。
- (10) 「慶応元年四月二八日 久春内詰定役出役齊藤弥八郎とメンチャカとの対話書」（『唐太分界並警衛一件一〇』、『続通信全覽・警衛門辺疆分界』雄松堂書店）。
- (11) 「慶応元年七月九日 定役岡田丈之助・同出役齊藤弥八郎とセウエチエとの対話書」（『唐太分界並警衛一件一〇』）。
- (12) 「慶応元年七月 葛山悞輔より箱館奉行への報告書」（『唐太分界並警衛一件一〇』）。
- (13) 「慶応元年七月 小出大和守より老中への上申書」（『唐太分界並警衛一件一〇』）。
- (14) 「慶応元年一月 小出大和守より老中への上申書」（『唐太分界並警衛一件一〇』）。
- (15) 小出秀実は、文久二年（一八六二）正月に目付として箱館に赴任、同年九月に箱館奉行に任命された。慶応三年七月に勘定奉行に転任まで箱館奉行を務めた（慶応二年八月に外国奉行兼帯）。
- (16) 「慶応元年九月、新藤鋳蔵の上申書」（『唐太分界並警衛一件一〇』）。
- (17) 同前。
- (18) 「北蝦夷地之儀ニ付小出大和守より内状之内書抜」（『慶応元年九月 新藤鋳蔵の上申書』（『唐太分界並警衛一件一〇』））。
- (19) 「慶応元年一〇月 小出大和守・織田市蔵への下知状」（『唐太分界並警衛一件一〇』）。
- (20) 「慶応元年一〇月、外国奉行の上申書」（『唐太分界並警衛一件一〇』）。
- (21) 同行したのは、齋藤弥八郎（久春内詰定役）、岡田丈之助（久春内詰定役）、水上重太夫（東シララヲ詰定役）、三浦松三郎（久春内詰同心）、佐伯賢二（久春内詰同）、井田又吉（久春内出役足軽）、平野静太郎（葛山悞

輔家米)、源藏(久春内通詞)、冨右衛門(久春内支配人代)の九名であり、佐伯賢三を除く八名がロシア側に捕縛された。葛山悋輔と佐伯賢三の両名は他の八名から少し離れて通行していたため、事件の場面には立ち会っていない。

- (22) 「慶応二年二月四日 葛山悋輔・野崎達右衛門とメンチャカの対話書」
〔樺太州楠苗魯人暴行事件 第五文書〕(北海道立文書館所蔵)「樺太州事件」一〇号)。以後、同史料からの引用資料は、引用部分の最後に「樺太州楠苗魯人暴行事件 第〇文書」と表記する。
- (23) 「箱館御用留・乾」第四〇文書(国立公文書館所蔵)。本稿では、『新北海道史』第七卷史料一より引用。
- (24) 「箱館御用留・乾」第三九文書。
- (25) 「慶応二年四月 小出大和守・織田市蔵の上申書」(「唐太分界並警衛一件」一〇)。以下この上申書に関する引用は同様。
- (26) 「慶応二年五月二四日 小出大和守・織田市蔵の上申書」(「唐太分界並警衛一件」一〇)。
- (27) 「慶応二年六月 小出大和守・織田市蔵の上申書」(「唐太分界並警衛一件」一〇)。以下この上申書に関する引用は同様。
- (28) 「慶応二年六月、外国奉行の評議書」(「唐太分界並警衛一件」一〇)。以下この上申書に関する引用は同様。
- (29) 前掲秋月、一七六～一七七頁。